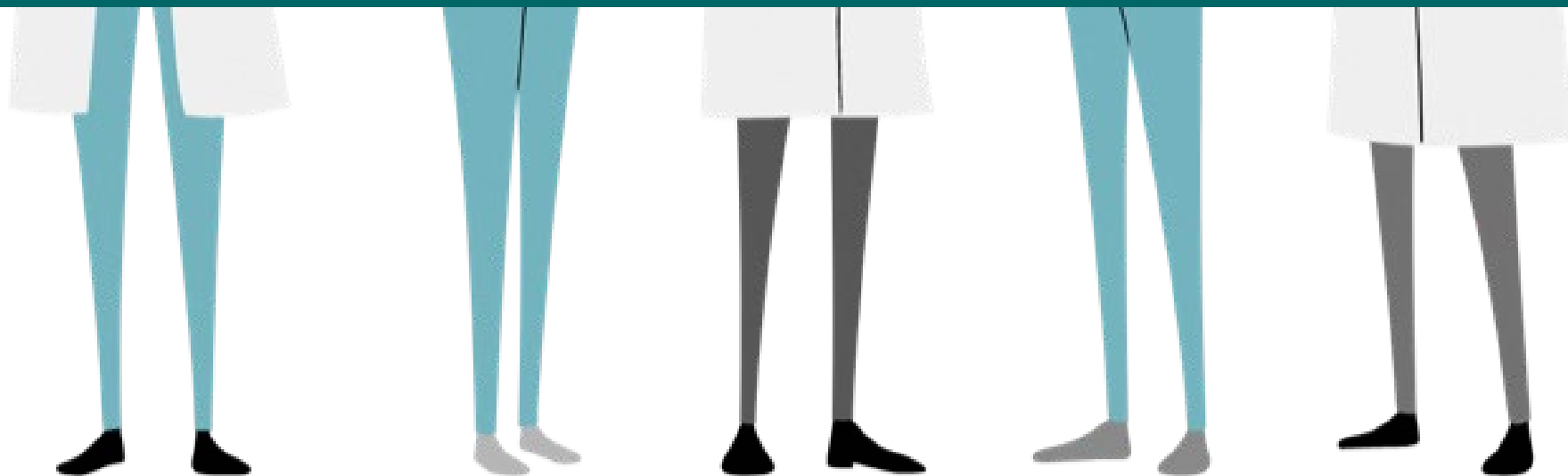




C - 2 水準関連審査 お問い合わせ先とよくあるご質問



お問い合わせは「医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ」
よりお願いいたします。



<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>



C-2 水準関連審査お問合せ

医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

トップ

よくあるご質問

お問い合わせ

お問い合わせ (相談窓口)

トップ / お問い合わせ (相談窓口)

医師の働き方改革の制度におけるC-2水準の審査に関して、さまざまなご疑問・ご相談をこちらのページで対応しています。

よくあるご質問

C-2水準に関する技能研修計画、医療機関申請書及び審査手続き等に関する頻度の高いご質問を掲載しています。

(例)「C-2水準の技能は、どの医療機関でも研修ができるのですか?」、「C-2水準の医療機関申請書は診療科ごとに申請するのですか?」、「審査結果は申請から何ヶ月後に通知されますか?」等

よくあるご質問 >

お問い合わせ・ご相談

上記「よくあるご質問」に含まれないC-2水準に関する技能研修計画、医療機関申請書及び審査手続き等に関するお問い合わせ、または、申請に関するご相談は、以下メールフォームよりお進みください。

※ C-2水準の制度を含む医師の働き方改革全般に関するお問い合わせ、また、個別の医療機関における医師の労働条件等に関する相談については、[各都道府県の医療勤務環境改善支援センター](#) へお問い合わせください。

メールでのお問い合わせ >

医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

トップ

よくあるご質問

お問い合わせ

メールでのお問い合わせ

トップ / お問い合わせ (相談窓口) / メールでのお問い合わせ

お問い合わせ、ご相談はすべてメールでお願いいたします。おおよそ14日以内に審査事務局より改めてご連絡させていただきます。

お名前 **必須**

所属医療機関

所属部署

職種

医師

メールアドレス **必須**

電話番号

お問い合わせ種別 **必須**

3. C-2水準の技能研修計画について (作成、提出等)

申請番号 (※)

お問い合わせ内容 **必須**

1. 本サイトの操作について
2. 医療機関が行う申請関連業務について
3. C-2水準の技能研修計画について (作成、提出等)
4. C-2水準の技能研修計画の取下げについて
5. C-2水準の医療機関申請書について (作成、提出等)
6. C-2水準の医療機関申請書の取下げについて
7. C-2水準に関する審査結果について
8. C-2水準の医療機関の教育研修環境について
9. その他

入力内容の確認 >

「医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ」には、
現在までに寄せられた頻度の高い質問とその回答を掲載しています。



<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>



質問

C-2 水準の適用を希望する場合、技能研修計画を作成できる医師に年齢制限はありますか。



回答

年齢の上限はありません。医療機関において臨床研修医プログラム、専門研修プログラム／カリキュラムで臨床研修または専門研修中ではない医師で、医籍登録後6年目以降の医師が、C-2水準の適用対象となります。

質問

技能研修計画に記載する技能に、いわゆる「サブスペシャリティ」の専門医資格の取得を目的とした技能を書いてもいいですか。



回答

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方には、「良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技能」が含まれます。

このため、**サブスペシャリティの専門医資格の取得のために修練を行う技能が、これに該当し、かつ、「C-2水準の対象分野」に該当し、「技能の修練にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当する場合は、C-2水準の対象技能となり得ます。**

質問

医療機関を異動しても、異動前の医療機関での技能研修計画は有効ですか。



回答

異動等で研修先の医療機関が変わることに伴い、その新しい研修先の医療機関でC-2水準の適用を希望する場合には、**改めてその新しい医療機関での研修計画を作成・申請する必要があります**。その際は、異動先の医療機関が、研修予定の技能の分野のC-2水準の指定を受けているか、必ずご確認ください。

質問

技能の研修を希望する医療機関が、その技能の分野のC-2水準の指定を受けていない場合、技能研修計画を申請することはできないのですか。



回答

研修を希望する医療機関において、研修を希望する技能の分野におけるC-2水準の指定をすでに受けている、もしくはこれから受ける予定であれば、申請することは可能です。

研修を希望する医療機関が、研修を希望する技能の分野におけるC-2水準の指定を受けているか、予めご確認ください。技能研修計画の申請段階でその医療機関が指定を受けていない場合は、技能研修計画の開始予定日まで、その医療機関がC-2水準の指定を受けられる見込みがあるか、研修を希望する医療機関の診療科や人事労務管理部門等に、その指定申請状況について問合せをしてください。

質問

医療機関は、C-2 水準適用予定医師が未定でも、医療機関申請書を申請してもよいですか。



回答

教育研修環境の適格性を適切に確認するためには、技能研修計画も確認する必要がありますので、医療機関申請書の審査申請を予定されている医療機関においては、技能研修計画の審査申請も併せて提出していただくようお願いします。

質問

医療機関勤務環境評価センターの評価と、C-2 水準関連審査はどちらを先に受審したらよいですか。



回答

医療機関勤務環境評価センターの評価とC-2 水準関連審査について、その受審の順番に関するルールはございません。ただし、C-2 水準の適用を受ける際は必ず両方を受審し、都道府県への指定申請を行ってください。